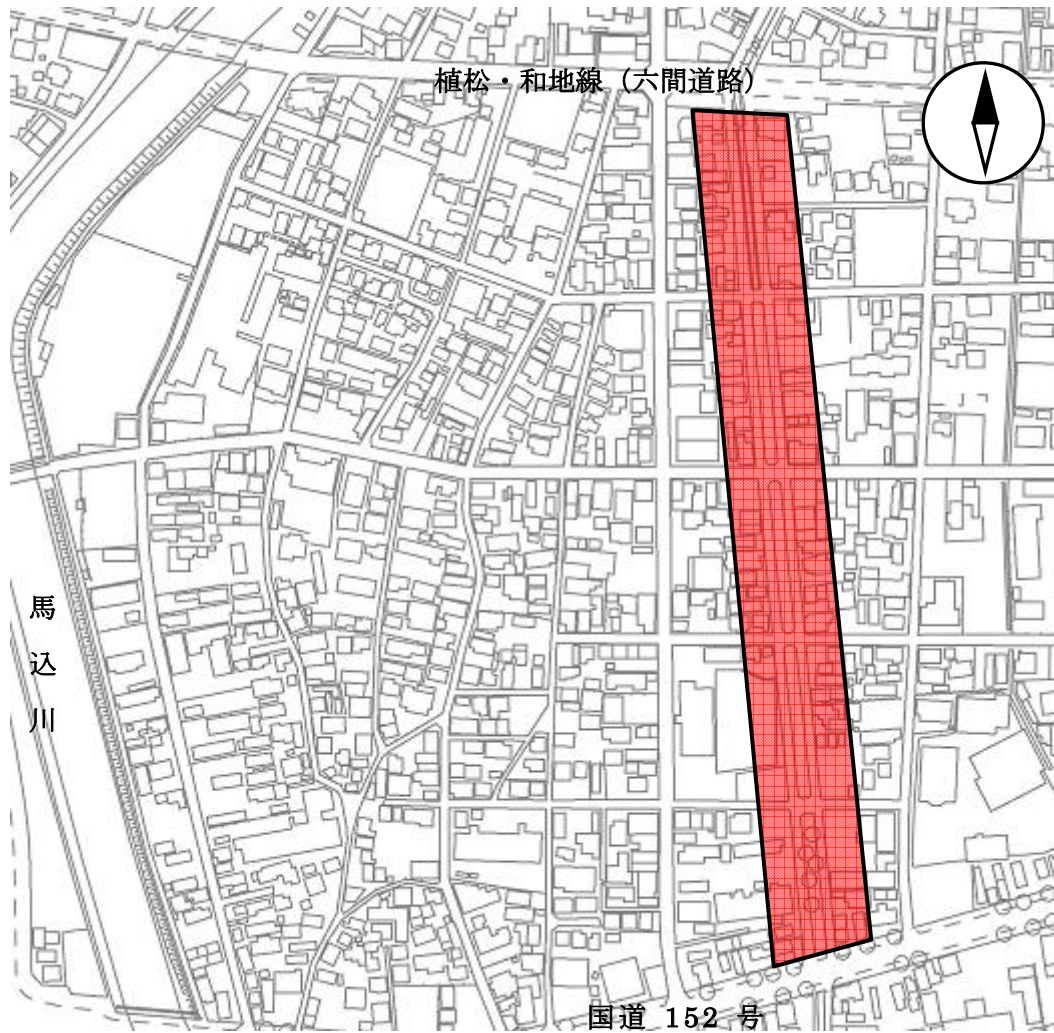


魅力あるまち柳川緑道・をめざして

区域



位置

中区相生町、佐藤1丁目、2丁目の各一部

延長 : 450.0メートル

面積 : 2.1ヘクタール

都市景観形成地区の区域は、道路境界から15メートルの範囲とする。

柳川緑道都市景観形成計画

(平成7年1月5日 浜松市告示第5号)

柳川緑道は、地区の中央を流れる茄子西用水路を軸として、その沿道に連なる閑静な住居系を主とした地区にある。

この恵まれた水と緑の環境を生かし、地域の活性とコミュニティの場の確保、また周辺から人々が訪れる個性と魅力ある人に優しいまち並みを創出するため、この都市景観形成計画を定めるものとする。

1 柳川緑道の将来像

- ・ 人と車とが共存できる通り
- ・ 人々が自然に触れることのできる通り
- ・ 豊かな緑の中に安らぎと落ち着きのある通り
- ・ コミュニティゾーンとしての人との触れあいのある通り
- ・ 地区住民に愛され、親しまれる個性ある通り
- ・ 洒落た店舗も建ち並び、人々が行ってみたいくなる魅力のある通り

2 都市景観形成の基本目標

- ・ 建物の壁面後退により、通りと一体となった快適な歩行者空間づくり
- ・ 水と親しむことのできる快適な通りづくり
- ・ 緑化により潤いのある通りづくり
- ・ 歩いて楽しい通りづくり
- ・ 建物のファサードの演出による、リズム感のある通りづくり

3 公共施設に係る都市景観形成の方針

- ・ 人と車とが共存できる道路空間づくり
- ・ 水と緑による親水性のある空間づくり
- ・ 生活の庭としての憩いの通りづくり
- ・ コミュニティの場として快適な環境づくり
- ・ 四季を感じさせる通りづくり
- ・ 橋を個性あるものとし、通りのアクセントとする
- ・ ストリートファニチャー等により楽しい空間づくり
- ・ 夜間照明等に配慮した夜の景観づくり

4 都市景観形成地区基準の策定のための指針

(1) 土地に関する事項

- ・ 民有地の沿道側には、景観を演出するための空間を確保すること。

(2) 建物に関する事項

- ・ 建物の壁面後退を行い、通りと一体性のある演出により、快適な歩行者空間づくりをすること

(3) 色彩に関する事項

- ・ 建物は、周辺環境と調和させ、落ち着いたものとする。

(4) 看板等に関する事項

- ・ 看板等は、美観の向上と統一化を図り、落ち着いたものとする。

(5) 緑化に関する事項

- ・ 民有地の沿道側には積極的に植栽を行い潤いをあたえること。
- ・ 沿道側に景観木を植栽すること。

(6) その他の事項

- ・ 樹木等の維持管理及び通りの清掃を行い環境保全を図ること。

柳川緑道都市景観形成地区基準

(平成7年4月1日 浜松市告示第129号)

1 土地に関する事項

- (1) 現在の宅地の細分化は、できるだけ行わないように努めること。
- (2) 建物の建替えに当たっては、空地を道路に面して確保するように努めること。

2 建物に関する事項

- (1) 道路に面する建物の1階部分の外壁又は柱の面は、建物の建替え時に道路境界線からできる限りの後退を行うこと。
- (2) 敷地内において1.5㎡以上の修景スペースを沿道側に有効に確保すること。
- (3) 壁面後退部分は、積極的に植栽等を行い周辺環境と調和を図ること。
- (4) 修景スペースには、景観木等による演出を行い、まち並みの連続性を図ること。
- (5) 建物の形態及び意匠は、閑静な周辺環境と調和したものとすること。
- (6) 建物の屋根形状は、陸屋根以外とし、色彩については、落ち着いたものとし、屋根の向きは、周辺と調和を図ること。
- (7) 門、門柱、また塀等を設置（修景スペース内は不可）する場合は、景観を配慮したものとし、道路境界線からできる限りの後退を行うこと。
- (8) 沿道側に塀等を設置する場合は、その前面を植栽にて覆い隠すこと。
- (9) 空調設備、給排水管等の設備類は、通りから見えない位置に設置すること。ただし、やむを得ず前面に設置する場合は、外壁と調和した部材又は植栽等で覆う等の配慮をすること。

3 看板等に関する事項

- (1) 道路上を占有する置看板は、設置しないこと。また、道路上空を占有する看板類もできるだけ設置しないこと。
- (2) 民有地に設置する置看板は、次の基準によるものとする。
 - ア 大きさは、縦50cm、横50cm、高さ1m以下とすること。
 - イ 1建物につき1基とすること。
- (3) 突き出し看板は、次の基準によるものとすること。
 - ア 建物からの突き出し幅は、外壁から1m以下とすること。
 - イ 看板の下端までの高さは、道路上空にあっては、5m以上、民地内にあっては2.3m以上とすること。
- (4) 壁面利用の看板の下端までの高さは、2.5m以上とすること。ただし1建物1箇所に限り看板の表示面積が0.4㎡以内であり、かつ建物から突き出し幅が12cm以下のものについてはこの限りではない。

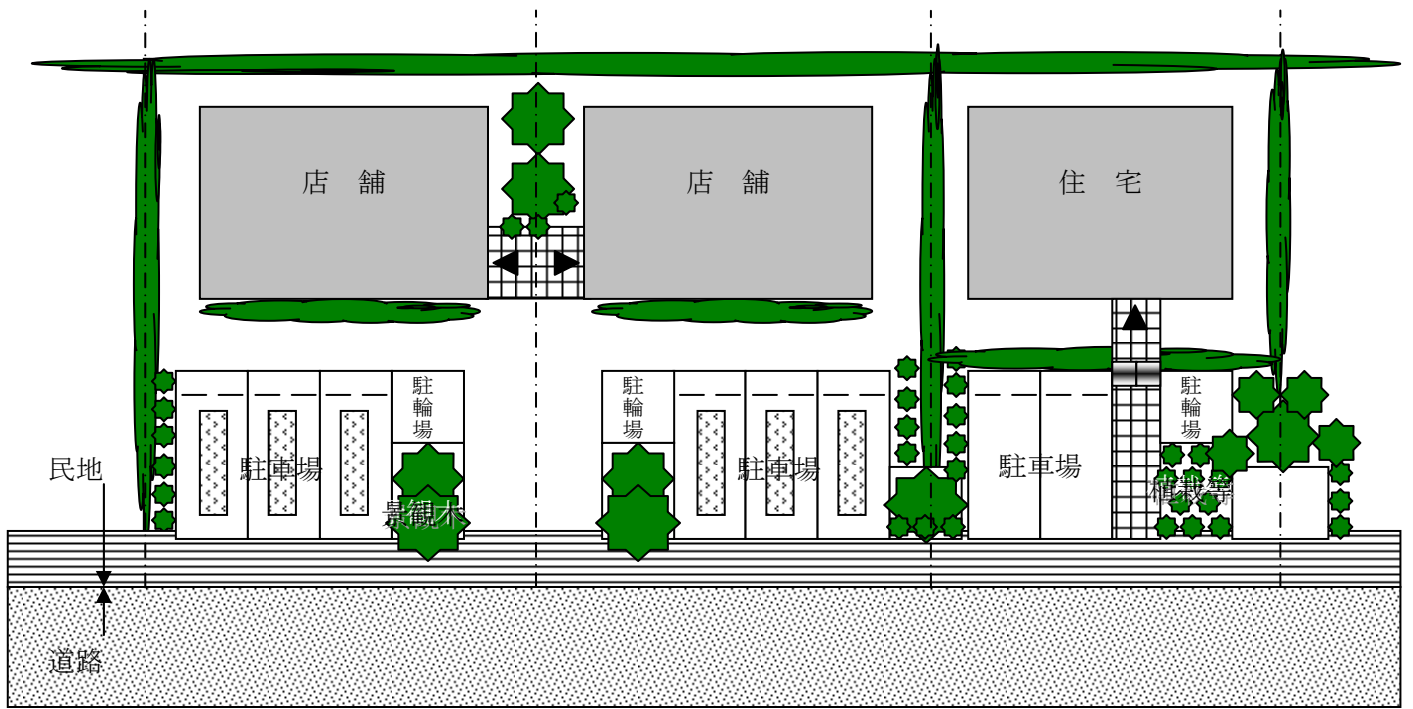
- (5) 固定された独立看板は、できるだけ設置しないこと。
- (6) 看板の形態及び意匠は、この地区にふさわしく、周辺環境と調和したものとすること。
- (7) テナントビル等の突き出し看板は、形態及び意匠の統一を行うこと。
- (8) 電柱への広告の設置は行わないこと。
- (9) 新たに看板等を設置する場合は、地元協議会と事前に協議すること。
- (10) 自動販売機等は、道路境界線からできる限りの後退をすること。

4 その他の協定事項

- (1) 防火用水、ごみ置場等は、その意匠に配慮し、周辺と調和するように努めること。
- (2) 歩行者の障害になるような行為は行わないこと。
- (3) 緑化の推進に努めること。
- (4) 新たに建築物、工作物等をつくる場合は、地元協議会と事前に協議すること。
- (5) 敷地前面の道路及び緑道等の公共施設は、積極的に清掃を行うこと。

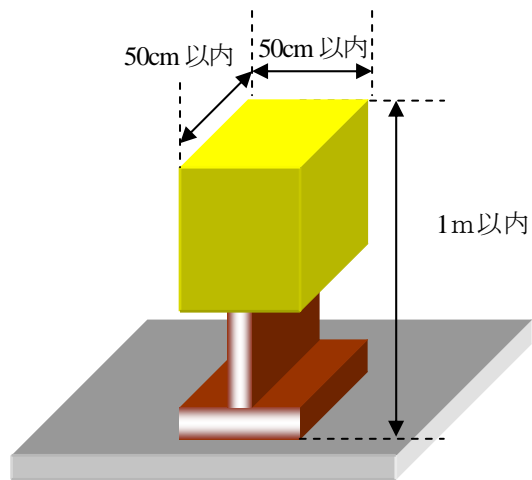
柳川緑道都市景観形成地区基準（概要）

土地・建物・緑化等に関する主な事項



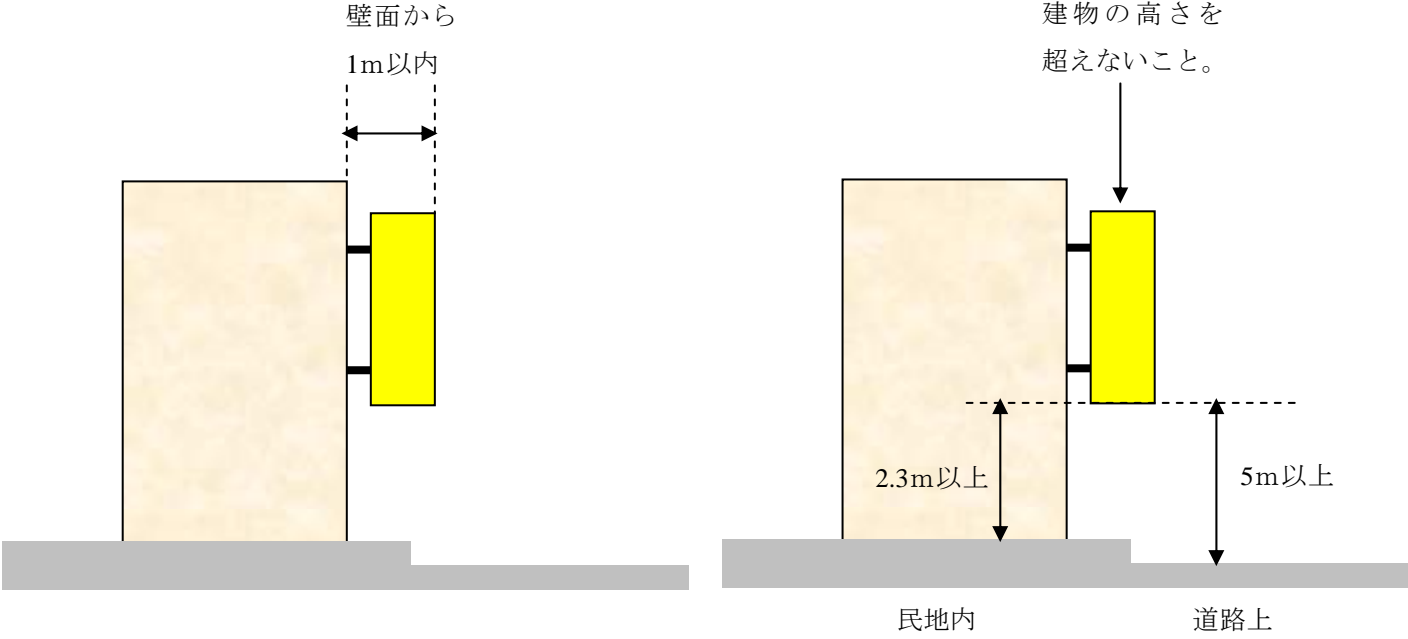
看板等に関する主な事項

置き看板の制限



大きさ

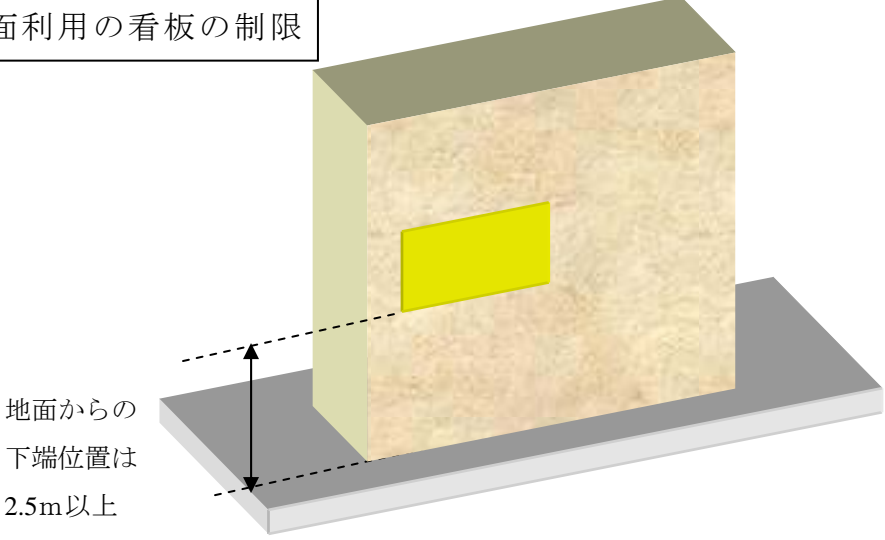
突き出し看板の制限



突き出し幅

地面からの高さ

壁面利用の看板の制限



自動販売機の制限

